

令和3年12月6日

組合長・特別会員 様

小田原食品衛生協会長

### ノロウイルス食中毒警戒情報の発令について

当協会の事業運営につきましては日ごろからご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、標記のことについて、小田原保健福祉事務所長から通知がありました。

ノロウイルスによる食中毒の発生は、感染性胃腸炎の多発時期と深い関連性があり、感染性胃腸炎の患者が急増すると、その数週間後にノロウイルス食中毒の発生が増加する傾向が認められています。今年も、感染性胃腸炎の患者数が増加してきたことから、令和3年12月6日「ノロウイルス食中毒警戒情報」が発令されました。

つきましては、ノロウイルス食中毒防止のため次の事項に留意のうえ、自主管理の強化等に努められるよう、貴組合員並びに従業員への周知方よろしくお願いいたします。

ノロウイルス食中毒警戒情報の発令期間は、令和3年12月6日から令和4年3月31日までです。

- 1 調理従事者の手洗いの励行及び健康管理の徹底
- 2 原材料及び調理済食品の二次的な汚染防止の徹底
- 3 調理工程における衛生管理の徹底
- 4 集団給食施設、弁当屋、仕出し屋、旅館等における「検食（検査用サンプル）」の保存の徹底
- 5 カキなどの二枚貝の提供にあたっては、生食を控え、十分な加熱調理の徹底
- 6 食品の衛生的な取扱い等の基準（管理運営基準）の遵守の徹底
- 7 持ち帰り（テイクアウト）や宅配食品に関する衛生管理の徹底
- 8 食品衛生指導員による自主的な巡回指導の強化

小田原食品衛生協会

電話・FAX 0465-32-8948

Eメール odawarashokkyou@coral.ocn.ne.jp

URL <http://www.odawarashokkyou.jp/>